

令和8年集落営農実態調査結果

(令和8年2月1日現在)

**集落営農に占める法人の割合は42.5%で、
前年に比べ0.6ポイント上昇**

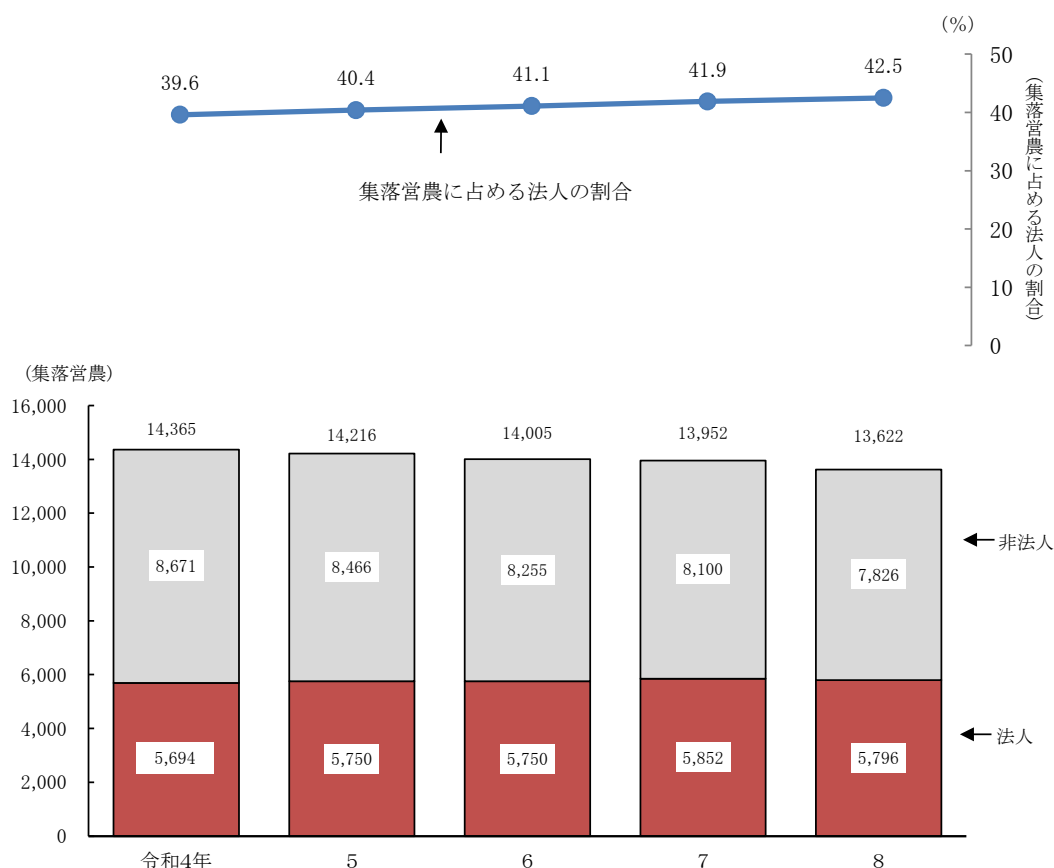
【調査結果の概要】

集落営農数は1万3,622となり、前年に比べ330(2.4%)減少した。

このうち、法人の集落営農数は5,796であり、前年に比べ56(1.0%)減少した。

この結果、集落営農に占める法人の割合は42.5%となり、前年に比べ0.6ポイント上昇した。

図1 集落営農数及び集落営農に占める法人の割合の推移(全国)



○ 「集落営農」とは、集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいう。

◎ 累年データ

1 集落営農数の推移（全国農業地域別）

単位：集落営農

区分	全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
平成29年	15,136	266	3,418	2,375	1,040	785	2,104	2,124	540	2,478	6
30	15,111	269	3,344	2,383	1,055	788	2,147	2,144	559	2,415	7
31	14,949	255	3,311	2,356	1,056	784	2,127	2,134	582	2,337	7
令和2	14,832	256	3,325	2,368	1,034	782	2,052	2,119	568	2,321	7
3	14,505	222	3,251	2,314	1,035	761	1,994	2,109	569	2,243	7
4	14,365	208	3,240	2,300	1,032	761	1,935	2,089	560	2,233	7
5	14,216	195	3,220	2,285	1,024	739	1,918	2,046	577	2,205	7
6	14,005	194	3,194	2,186	1,009	732	1,908	2,000	582	2,193	7
7	13,952	192	3,151	2,255	1,018	725	1,866	1,995	582	2,161	7
8	13,622	187	3,038	2,198	998	730	1,802	1,942	579	2,141	7

2 法人の集落営農数の推移（全国農業地域別）

単位：集落営農

区分	全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
平成29年	4,693	39	800	1,113	330	259	474	850	156	672	-
30	5,106	40	869	1,193	351	281	570	892	171	739	-
31	5,301	38	928	1,223	359	289	591	912	190	771	-
令和2	5,458	41	979	1,259	367	295	609	927	198	783	-
3	5,565	43	1,015	1,277	375	297	619	929	209	801	-
4	5,694	36	1,082	1,294	380	306	634	933	210	819	-
5	5,750	35	1,101	1,302	382	309	650	932	219	820	-
6	5,750	36	1,118	1,256	384	314	658	933	223	828	-
7	5,852	39	1,145	1,319	392	322	648	939	224	824	-
8	5,796	39	1,110	1,312	392	321	652	925	222	823	-

3 集落営農に占める法人の割合の推移（全国農業地域別）

単位：%

区分	全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
平成29年	31.0	14.7	23.4	46.9	31.7	33.0	22.5	40.0	28.9	27.1	-
30	33.8	14.9	26.0	50.1	33.3	35.7	26.5	41.6	30.6	30.6	-
31	35.5	14.9	28.0	51.9	34.0	36.9	27.8	42.7	32.6	33.0	-
令和2	36.8	16.0	29.4	53.2	35.5	37.7	29.7	43.7	34.9	33.7	-
3	38.4	19.4	31.2	55.2	36.2	39.0	31.0	44.0	36.7	35.7	-
4	39.6	17.3	33.4	56.3	36.8	40.2	32.8	44.7	37.5	36.7	-
5	40.4	17.9	34.2	57.0	37.3	41.8	33.9	45.6	38.0	37.2	-
6	41.1	18.6	35.0	57.5	38.1	42.9	34.5	46.7	38.3	37.8	-
7	41.9	20.3	36.3	58.5	38.5	44.4	34.7	47.1	38.5	38.1	-
8	42.5	20.9	36.5	59.7	39.3	44.0	36.2	47.6	38.3	38.4	-

【調査結果】

1 集落営農数（統計表1、2参照）

(1) 令和8年2月1日現在の集落営農数は1万3,622となり、前年に比べ330(2.4%)減少した。

これを組織形態(法人、非法人)別にみると、法人の集落営農数は5,796となり、前年に比べ56(1.0%)減少し、非法人は7,826となり、前年に比べ274(3.4%)減少した。

(2) 集落営農数を全国農業地域別にみると、東北が3,038と最も多く、次いで北陸が2,198、九州が2,141の順となっている。

法人では、北陸が1,312と最も多く、次いで東北が1,110、中国が925の順となっている。集落営農に占める法人の割合をみると、北陸が59.7%と最も高く、次いで中国が47.6%、東海が44.0%の順となっている。

非法人では、東北が1,928と最も多く、次いで九州が1,318、近畿が1,150の順となっている。

表 組織形態別集落営農数（全国農業地域別）

区分	単位	全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	
令和7年	計	集落営農	13,952	192	3,151	2,255	1,018	725	1,866	1,995	582	2,161	7
	法人	〃	5,852	39	1,145	1,319	392	322	648	939	224	824	-
	非法人	〃	8,100	153	2,006	936	626	403	1,218	1,056	358	1,337	7
	法人割合	%	41.9	20.3	36.3	58.5	38.5	44.4	34.7	47.1	38.5	38.1	-
8	計	集落営農	13,622	187	3,038	2,198	998	730	1,802	1,942	579	2,141	7
	法人	〃	5,796	39	1,110	1,312	392	321	652	925	222	823	-
	非法人	〃	7,826	148	1,928	886	606	409	1,150	1,017	357	1,318	7
	法人割合	%	42.5	20.9	36.5	59.7	39.3	44.0	36.2	47.6	38.3	38.4	-
対前年差	計	集落営農	△ 330	△ 5	△ 113	△ 57	△ 20	5	△ 64	△ 53	△ 3	△ 20	0
	法人	〃	△ 56	0	△ 35	△ 7	0	△ 1	4	△ 14	△ 2	△ 1	-
	非法人	〃	△ 274	△ 5	△ 78	△ 50	△ 20	6	△ 68	△ 39	△ 1	△ 19	0
	法人割合	ポイント	0.6	0.6	0.2	1.2	0.8	△ 0.4	1.5	0.5	△ 0.2	0.3	-
対前年増減率	計	%	△ 2.4	△ 2.6	△ 3.6	△ 2.5	△ 2.0	0.7	△ 3.4	△ 2.7	△ 0.5	△ 0.9	0.0
	法人	〃	△ 1.0	0.0	△ 3.1	△ 0.5	0.0	△ 0.3	0.6	△ 1.5	△ 0.9	△ 0.1	nc
	非法人	〃	△ 3.4	△ 3.3	△ 3.9	△ 5.3	△ 3.2	1.5	△ 5.6	△ 3.7	△ 0.3	△ 1.4	0.0

注：表中に用いた記号は、次のとおりである。

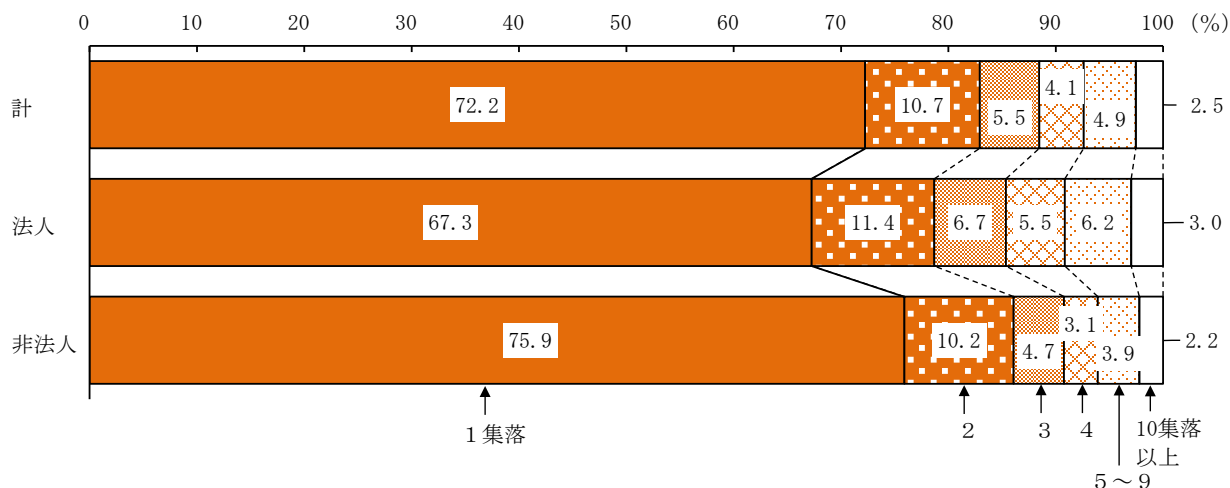
- 「 - 」：事実のないもの
- 「 △ 」：負数又は減少したもの
- 「 nc 」：計算不能

2 集落営農を構成する農業集落数の状況（統計表7参照）

集落営農を構成する農業集落数別に集落営農数割合をみると、一つの農業集落で構成されている集落営農が72.2%と最も高く、次いで2集落が10.7%、3集落が5.5%の順となっている。

これを法人、非法人別にみると、2集落以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

図2 集落営農を構成する農業集落数別にみた集落営農数割合（全国）



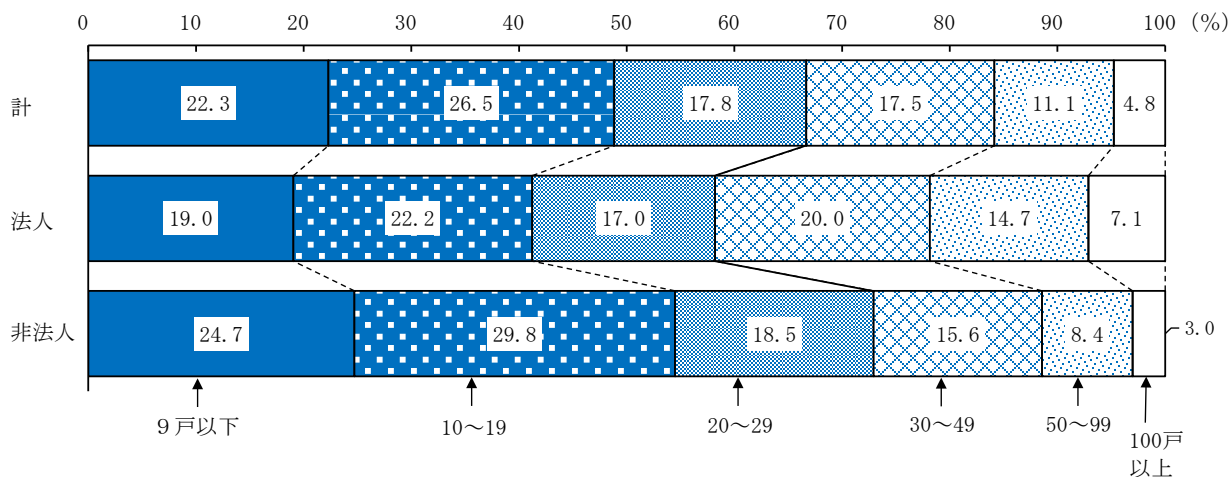
注：割合については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある（以下同じ）。

3 集落営農を構成する農家数の状況（統計表8参照）

集落営農を構成する農家数別に集落営農数割合をみると、10～19戸で構成されている集落営農が26.5%と最も高く、次いで9戸以下が22.3%、20～29戸が17.8%の順となっている。

これを法人、非法人別にみると、構成農家数30戸以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

図3 集落営農を構成する農家数別にみた集落営農数割合（全国）



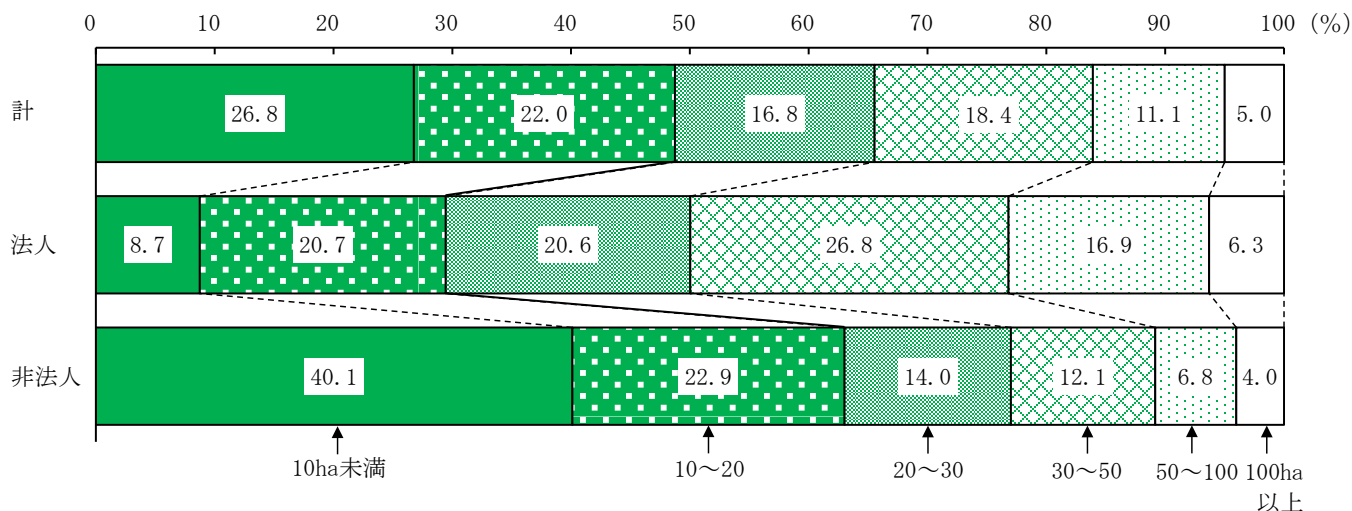
4 集落営農による農地の集積状況（統計表12(1)ウ、(2)ウ、(3)ウ参照）

現況集積面積とは、経営耕地面積及び農作業受託面積を合計した面積をいう。
 経営耕地面積とは、集落営農が現在経営する耕地であって、自己所有地に借地を加えたものをいい、収穫物の販売名義及び販売収入の処分権を有する特定農作業受託面積を含む。なお、集落営農が関わっている面積全体を把握するため、農地の利用調整を行っている面積など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についても含む。
 農作業受託面積とは、集落営農として農作業を受託した実面積をいい、部分作業受託を行った場合も含む。

農地の現況集積面積（経営耕地面積＋農作業受託面積）の規模別に集落営農数割合をみると、10ha未満の集落営農が26.8%（前年に比べ△0.1ポイント）と最も高く、次いで10～20haが22.0%（同△0.1ポイント）となっている。

これを法人、非法人別にみると、20ha以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

図4 農地の現況集積面積規模別にみた集落営農数割合（全国）

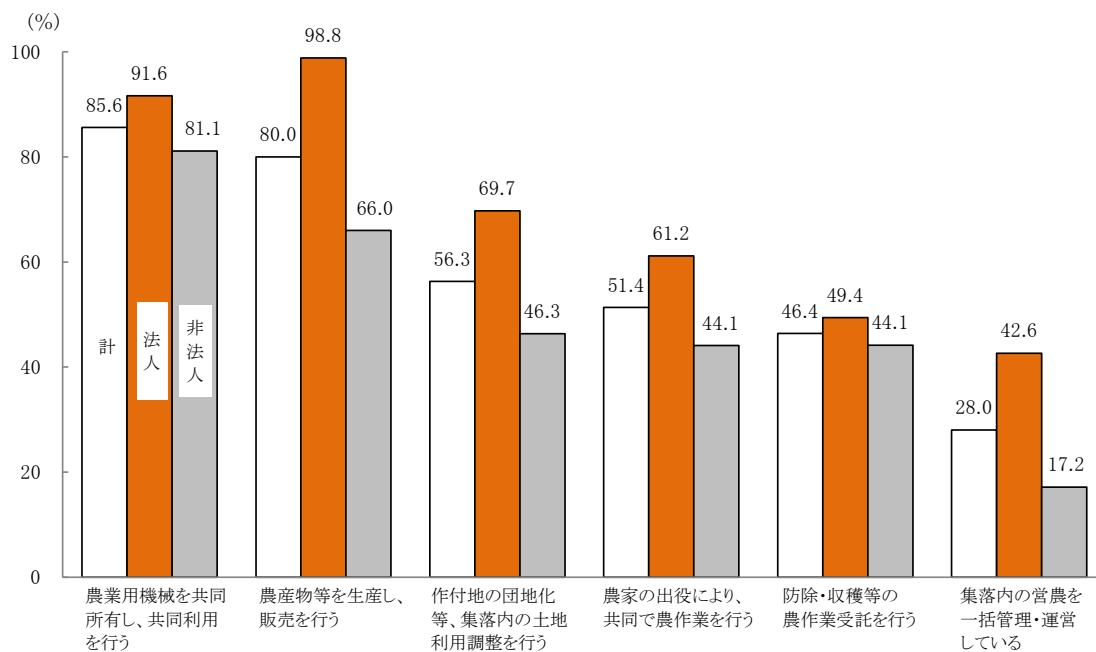


5 集落営農における活動内容（複数回答）（統計表 16 参照）

集落営農における具体的な活動内容をみると、「農業用機械を共同所有し、共同利用を行う」集落営農の割合が85.6%と最も高く、次いで「農産物等を生産し、販売を行う」が80.0%、「作付地の団地化等、集落内の土地利用調整を行う」が56.3%の順となっている。

なお、法人では「農産物等を生産し、販売を行う」が98.8%と最も高くなっている。

図 5 集落営農における活動内容（複数回答）（全国）



【統計表】

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files/data?sinfid=000040447689&ext=xls>

【調査の概要】

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/gaiyou_13/

【調査結果の主な利活用】

集落営農組織の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等の検討資料

【ホームページ掲載案内】

- ・ 本資料は、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「農家数、担い手、農地など」の「集落営農実態調査」で御覧いただけます。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/#y>

- ・ 本資料の数値は概数値であり、確定した詳細な数値はホームページに掲載（令和8年10月予定）します。
- ・ 公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせします。

【関連リンク】

- ・ 集落営農施策関連ページ：農林水産省＞政策情報＞農業経営＞農業の担い手の育成・確保＞集落営農

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_syuuraku.html

お問合せ先

◎本統計調査結果について
農林水産省 大臣官房統計部
経営・構造統計課
センサス統計室 農林漁業担い手統計班
電話：（代表）03-3502-8111（内線 3666）
（直通）03-6744-2247

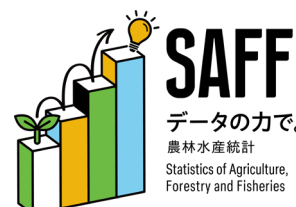
◎農林水産統計全般について
農林水産省 大臣官房統計部
統計企画管理官 統計広報推進班
電話：（代表）03-3502-8111（内線 3589）
（直通）03-6744-2037



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>



データの力で。
農林水産統計
Statistics of Agriculture,
Forestry and Fisheries